

# 厚生常任委員会

平成23年11月22日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎宮崎 和彦	○小林 誠	中西 和夫
辻 善次	里川宜志子	木田 守彦
嶋田 議長		

## 2. 理事者出席者

副 町 長	池田 善紀	総 務 部 長	西本 喜一
住民生活部長	乾 善亮	福 祉 課 長	植村 俊彦
同 課 長 補 佐	中原 潤	国保医療課長	寺田 良信
同 課 長 補 佐	猪川 恭弘	環 境 対 策 課 長	栗本 公生
同 課 長 補 佐	角井 敏文	同 課 長 補 佐	峯川 敏明
住 民 課 長	清水 昭雄	健 康 対 策 課 長	西梶 浩司
同 課 長 補 佐	増井つゆ子		

## 3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
-------------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 中西委員、辻委員

委員長

おはようございます。

それではただ今より厚生常任委員会を開会いたしたいと思います。

副町長の挨拶をお受けいたします。 池田副町長。

（ 副町長挨拶 ）

委員長

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、中西委員、辻委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございますが、審議に入ります前に、暫時休憩をとり、最終処分場の現地調査を行いたいと思います。前回の委員会で申しあげましたように、可燃ごみの積み替え施設の全体計画がまとまりましたので、最終処分場において、実際に現場を見ながらその全体計画の説明を受けまして、帰庁後に委員会を再開し、継続審査に入っていきたいと思いますが、それでご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

それでは、最終処分場の現地調査を行うことといたします。お手元の資料1の図面を使用して説明を受けますので、資料1をお持ちください。

それでは、暫時休憩いたします。

（ 午前 9時 8分 休憩 ）

（ 午前10時10分 再開 ）

委員長

それでは再開いたします。

委員の皆さんには、大変お疲れ様でございました。

それでは、レジメに沿いまして進めてまいりたいと思います。本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

はじめに、1. 継続審査案件であります(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策  
課長

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

今回は、可燃ごみの委託処理につきまして、積替え施設を建設する位置等について、積替え施設建設のスケジュールについて、そして、可燃ごみ処理委託業者の決定の3点についてのご説明と、去る11月13日に開催いたしましたゼロ・ウェイストフェスティバルのご報告をさせていただきます。

まず、平成24年度から移行いたします可燃ごみの委託処理についてであります。収集いたしました可燃ごみを、大型車輛に積替えるための積替え施設の本施設の位置、また、本施設が完成いたしますまでの仮積替え作業の方法、あるいは仮設施設の整備につきましては、先ほど、現地調査の際、ご説明させていただきましたとおりであります。

次に、積替え施設建設のスケジュールについてであります。資料1-③で今後のスケジュールをお示ししておりますので、ご覧いただきたいと思っております。現在、仮の積替え作業を行いますための仮設施設の整備につきまして、設計段階まで終了しております。先ほどもご説明を申しあげましたとおり、11月30日に指名競争入札を執行する予定で、12月1日から工事に着手し、来年4月より仮積替え作業によりまして、可燃ごみの積替えを行う計画であります。

次に、本施設の建設についてであります。現在まで、測量調査は終了しており、地質調査の準備に入っているところであります。また、併せてまして、現在、本施設建設の発注仕様書の作成のための技術検討を行っておりまして、その技術検討を含みまして、発注仕様書の作成は来年6月までに完了し、7月には本施設建設の業者を決定するための入札を行う予定であります。

なお、建設費につきましては、概算で3億円前後、要する予定でありますので、来年9月議会におきまして、工事請負契約の締結につきましての議案

を上程をさせていただきまして、ご審議をお願いしたいと考えております。そして、議会のご議決をいただきましたならば、本契約を締結し、落札業者によりまず実施設計に入りまして、宅地造成、あるいは風致地区の許可申請等々を並行して行いながら、宅地造成等の許可後、平成25年3月頃には造成工事に着手したいと考えております。その後、建築確認の許可があり次第、造成工事に続き、建設工事に着工するといった工程で、平成26年1月には、本施設での作業を開始をしたいというふうに考えているところであります。

次に、可燃ごみの処理委託業者についてであります。去る10月28日に、指名競争入札を執行いたしました結果、三重県伊賀市に所在いたします三重中央開発株式会社が落札いたしました。落札金額につきましては、1tあたり税込みで35,175円の単価であります。

可燃ごみの搬出量が、仮に4,000tとした場合、委託料の総額は、1億4,070万円になる見込みであります。

現在、可燃ごみを搬出をいたします伊賀市との事前協議に必要な書類等の作成を行っております。年内にも事前協議書の提出を行いまして、伊賀市あるいは処理施設がございます伊賀市予野地区とのヒアリング、あるいは協議等々を経まして、来年3月中旬ごろには、伊賀市等との搬入に関する協定を締結したいと考えているところであります。3月の本会議中の当委員会にでもご報告できればというふうに考えているところであります。

以上が、平成24年度から移行いたします可燃ごみの委託処理の進捗状況であります。

次に、去る11月13日に開催いたしました「ゼロ・ウェイストフェスティバル」であります。当日は、午前中、いかるがの里クリーンキャンペーンと中央公民館での環境イベント、そして、午後からは「ゼロ・ウェイストからまちづくりを考える」をテーマにシンポジウムを開催し、クリーンキャンペーンと環境イベントには約2,000名、シンポジウムには約220名のご参加をいただいたところであります。シンポジウムでは、徳島県上勝町長、福岡県大木町長にお越しをいただき、ゼロ・ウェイスト実現に向けた取り組み事例をご紹介いただくとともに、これからの当町の取り組みに対しまして、助言などをいただいたところであります。

また、環境イベントで実施をいたしました「くりかえし使ってくれてあり

がとうき市」では、事前に389世帯の方からお寄せいただいた2万点を超える陶器・ガラス製の食器のうち、約4,000点を展示いたしましたところ、約2,700点の陶器・ガラス製の食器が必要とされる方にお持ち帰りいただくことができたところでもあります。当初は、使用済の食器ということで、果たしてお持ち帰りいただくことはできるのかと不安でありましたが、予想を超える盛況ぶりで住民の方々のリユースに対します意識の高さを改めまして感じたところでもあります。なお、この「ありがとうき市」につきましては、今後も継続して実施していく予定であり、住民の皆様にも、陶器・ガラス製の食器を通じまして、繰り返し使うリユースの大切さを呼びかけていきたいと考えているところでもあります。

また、ゼロ・ウェイストフェスティバルの開催に合わせまして、今年度購入予定のごみ収集車の側面に掲示する環境ポスターを募集いたしましたところ、小学生の部265点、中学生の部192点、計457点の応募があり、あらかじめ地球にやさしい生活推進協議会の会員等によりまして、選ばれました優秀作品、小学生の部6作品、中学生の部5作品のうち、それぞれの部の最優秀作品をフェスティバルにお越しいただいた方に投票により選んでいただきました。その結果、小学生の部では、斑鳩東小学校6年生の仲庭章好君、中学生の部では、斑鳩中学校1年生の宮崎由起子さんの作品が最優秀作品に選ばれ、それぞれ来年1月ごろには、最優秀作品の環境ポスターが掲示されましたごみ収集車が町内を走る予定となっているところでもあります。

なお、ご参加いただきました町民の方からは、「ゼロ・ウェイスト」という横文字よりも、大木町のように、「もったいない宣言」といったように、子どもや高齢者でもわかりやすい言葉で政策を進めてほしいという声も聞いておりまして、今後、ゼロ・ウェイストを進めていくうえで、より住民の方が親しめるような政策名を検討していく必要があると考えているところでもあります。

当日は、委員のみなさまにも、お忙しいなか、ゼロ・ウェイストフェスティバルにご参加いただきましたことに対しまして、お礼申しあげまして、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましての報告とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。  
里川委員。

里川委員 現地見させていただきましてね、技術的なことは私もよくわからないので、その辺は担当のほうで、業者さんと打ち合わせしながらいろいろとやっていただけるだろうとは思っているものの、ひとつだけ気になったのがね、不燃ごみとその他プラスチックをストックする場所に、隣接している田んぼがありましたね。隣接している田んぼがあるし、今そこ使ってへんけど、そういうふうにするのに隣接の田んぼの持ち主さんとどないなっているのかなと思いついて聞いたら、さらにそこへ塀を、3 m近い塀も建てるんやという話やったんでね。その辺の協議とかというのはどうなんかなと、そこはちゃんとクリアできているのか、対住民さんとの関係でいうと、私たちはそういう部分気になりますのでね、それはどうでしょうか。

環境対策課長 西側にある田んぼお持ちの方は、平群町の方でありまして、直接お会いして事業計画についてお話をさせていただき、おおむね了承をいただいているところであります。

里川委員 わかりました。進めて行く中でね、そういう問題、トラブル起こったら困ると思うんで、お尋ねさせていただきました。それとですね、以前にも私はお尋ねをした経過もあるんですけども、積み替え作業をする、そして焼却施設をなくしていくという中で、先日さらにですね、斑鳩町の方から、知り合いが斑鳩町に住みたいと言っていると、転入してきたいと、ただ、持ち込みごみっていうたらどうなるんやという話があって、今後そうやって焼却場がなくなっていくなかでね、持ち込みごみについてどんなふうに町は考えているのという話やったんで、いや、それはこれまでも、きちっとね、持ち込ませてもらいたいと思う、仕事持っている方とか、いろんな方々が、突然親が亡くなって整理しに来たとか、いろいろなケースがあってね、休日に持ち込みたいということもあるやろうし、平日休みとって、仕事して持ち込みたいとか、そういうケースに対応していけんとあかんと、これまでどおりのね、対応していかなあかんというふうに、私も思ってますのでね。その辺

の持ち込みごみの問題について、再度ですね、この今の計画にあわせて町の方でどんなふうに考えておられるのか、きちっとこの際ですのもう一度聞いておきたいと思います。

環境対策  
課長

周辺の自治会に衛生処理場の廃止の説明会をさせていただいた時にも、あそここの解体が終わるまでは、衛生処理場での持ち込みを継続をさせていただくと。その後につきましては、基本的には最終処分場がごみの処理の施設になるわけですが、住民の皆さんの声を聞きながら、もし中継所が必要であれば、また町内で中継所を検討してまいりたいと、今のところは最終処分場を持ち込み場所にしようという計画にしております。

里川委員

ぜひね、なんか、たまたま体調が悪くてちょっとごみ出せなかったと、時間内に出せなかったとか、それで後から持って行ったとか、本当にいろんなケースがあります、持ち込みのごみの場合ね。ですから今課長言っていたようにね、住民のニーズに応じて、できるだけこれまでのサービスを低下させない形で継続をしていただきたいということをお願いしておきます。

委員長

他、ございませんか。

( な し )

委員長

なければ、これをもって質疑を終結いたします。

なお、先ほど課長の報告にもありましたように、平成24年度からの可燃ごみの焼却処理業務について、入札の結果、委託先が三重中央開発に決まりましたことから、12月14日の厚生常任委員会の終了後、三重県伊賀市にあります三重中央開発の処理施設の現地調査を行いたいと考えておりますが、現地調査を行うことにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

12月14日、三重中央開発の処理施設の現地調査を行いますので、委員皆さんには、よろしく願いしておきます。

それでは、継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきたいと思います。

次に、2番目の12月定例会の付議予定議案について、あらかじめ説明を受けることにいたします。

(1) 斑鳩町暴力団排除条例について、また、(2) 斑鳩町暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、この関係につきましては、総務常任委員会に付託になるかとは思いますが、当委員会にも関わることでございますので、説明をお聞きすることにいたします。なお、関連する事案ですので、一括して理事者の説明を求めます。

西本総務部長。

西本総務  
部長

それでは、12月定例会の付議予定議案としまして、(1) 斑鳩町暴力団排除条例について、(2) 斑鳩町暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての説明をさせていただきます。

この条例につきましては、12月議会に上程の予定で、全庁的にかかわりますことから、3つの常任委員会において説明をさせていただき、議員の皆様にご理解をいただきたく、今回、12月定例会の付議予定議案として当委員会にも掲げさせていただいたわけでございます。

それでは、まず、斑鳩町暴力団排除条例の制定に至ります背景であります。暴力団は、近年、伝統的な資金獲得活動や民事介入暴力、行政対象暴力等に加え、その組織実体を隠蔽しながら、建設業、不動産業、金融・証券市場へと進出し、企業活動を偽装した一般社会での資金獲得活動を活発化させてきています。

こうしたなか、全国的に暴力団排除条例の制定に向けた取り組みが進められ、平成23年7月には、奈良県において奈良県暴力団排除条例が施行され、また、10月には全国の都道府県でこの条例が制定されております。

これを受けて県下各市町村においても、この条例の制定を行ってきており、当町においても、社会からの暴力団排除の気運を更に高めるべく、住民や事業者、そして町との連携を一層強化し、社会が一体となった取組みの充



実と徹底を図り、暴力団の排除を推進する必要があるものと考えております。このことから、町民の安全で平穏な生活を実現するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与するため、この条例を制定しようとするものであります。

次に、条例の内容につきまして説明させていただきます。条例の資料2の後ろから2枚目に要旨を付けていますので、そちらをご覧ください。要旨の中ほど、主な内容のところから説明させていただきます。

まず、1つ目、第1条関係でございますが、本条例の内容を要約するとともに、その目的を規定したものでございます。

次に、第2条関係でございますが、本条例における用語の定義を規定したものであります

次に、3つ目、第3条関係であります。本条例における基本理念でありまして、「暴力団の排除は、町民等が、暴力団が町内の事業活動又は町民の生活に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を利用しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団と交際しないことを基本として、町、町民等及び関係団体並びに県が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。」と規定をしております。

次に、4つ目、第4条関係でございますが、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するための町の責務について規定したものでございます。

次に、5つ目、第5条関係であります。暴力団の排除に関する町民等の役割の重要性に鑑み、第1項において町民の責務、第2項において事業者の責務、第3項において暴力団の排除に資すると認められる情報の提供に関する町民等の責務について規定したものでございます。

次に、6番目、第6条関係でございますが、町が実施する事務又は事業が暴力団を利することとならないように、例えば、暴力団員や暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を契約の相手方としないなど、町が必要な措置を講ずることを規定し、暴力団の排除を率先して行うべき町の責任を明らかにしたものであります。

次に、7つ目、第7条関係でございますが、町が設置した公の施設が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものと認め

る場合には、この公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例又は規則等の規定により、使用の承認を与えず、又は既に与えている承認を取り消す等の措置を講ずることができることを規定したものでございます。

次に、第8条関係でございますが、町長又は教育委員会等は、必要に応じて、暴力団員等であるかどうかについて、奈良県西和警察署長の意見を聞くことを規定しております。

次に、9つ目、第9条関係でございますが、町が町民等及び関係団体に対して、暴力団の排除のための活動に自主的かつ相互の連携協力を図りながら取り組めるよう、暴力団の排除に関する情報の提供などの必要な支援を行うことを規定したものであります。また、町は町民等及び関係団体がその活動に安心して取り組めるよう、警察と緊密に連携し、安全の確保に配慮することを規定しています。

次に、10番目、第10条関係でございますが、町民等が暴力団の排除の重要性についての理解を深めるために、町が広報活動及び啓発活動を行うべきことを規定したものであります。

次に、11番目、第11条関係でございますが、町が設置する中学校において、町若しくは教育委員会が、暴力団への加入防止及び暴力団犯罪からの被害防止のための教育が行われるよう必要な措置を講ずることや、また青少年の育成に携わる者が青少年に助言、指導等の適切な措置を講ずることができるよう必要な支援又は協力を行うことを規定したものであります。

次に、12番目、第12条関係でございますが、債権の回収や紛争の解決等のため、町民等が暴力団の威力の利用を禁止することを規定したものでございます。

次に、13番目、第13条関係でございますが、町民等が、暴力団の活動の助長や暴力団関係者へ金品その他の財産の提供等の利益供与を行うことを禁止したものでございます。

次に、第14条関係であります。この条例の施行に関し、必要な事項は別に定めることができる旨を規定したものでございます。

最後に、施行期日であります。平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上が、斑鳩町暴力団排除条例（案）の説明でございます。

次に資料 3 - 1、斑鳩町暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）でございます。これにつきまして、この厚生常任委員会が所管いたします条例につきまして、説明をさせていただきたいと思っております。

末尾に要旨をつけておりますが、斑鳩町暴力団排除条例に規定する施策のひとつに、公の施設からの暴力団の排除が定められております。これは、公の施設の使用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴力団の排除に関する活動の牽引役となるべき町として断じて阻止しなければならないとの判断で設けられたものであります。この規定により、町が設置する公の施設のうち、町長若しくは教育委員会が使用の承認を行い、かつ、暴力団の活動に使用されるおそれのある施設について規定整備を行うもので、この関係条例の整備に関する条例では、11条までの11施設の条例改正を一括で整備をしますが、厚生常任委員会に関連しますのは、第4条の斑鳩町総合保健福祉会館条例、第5条の高安ふれあい交流広場設置条例、第6条の斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里設置条例、第7条の斑鳩町立老人憩の家条例でございます。

これら4つの条文の主な内容といたしましては、町長が施設の使用を許可しないことができる事項がございまして、そのなかに「暴力団の活動を助長し、又はその運営に資するおそれがあると認められるとき」を加えるとともに、それら事由に該当することが判明した場合には、使用の許可の取り消しができることとするものでございます。また、そのほかに、用語の統一といたしまして、「一に」という文言を「いずれかに」という文言に改める規定整備を行うものでございます。

また、施行期日でございますが、斑鳩町暴力団排除条例の施行日と同日でございます平成24年4月1日から施行するものであります。なお、施行日前に申請を受けたものにつきましては、従前の取り扱いを行う経過措置規定を設けております。

以上、斑鳩町暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）のうち、厚生常任委員会が所管いたします条例の説明とさせていただきます。

次に、資料 3 - 2 斑鳩町暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例等一覧をご覧くださいませうでしょうか。

斑鳩町暴力団排除条例や関係します各条例の施行に伴いまして、関係する規則、要綱等の改正につきましては、この一覧表を付けておりますが、この表に掲げる規則、要綱においても改正（整備）する必要がございます。そのため、暴力団の活動に使用されるおそれのある公の施設について、また、公共工事その他の町の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、町が実施する補助事業等から暴力団を排除するため、暴力団の活動に関係するおそれのある事業について、これらの規則等の規定整備を行うこととしており、4月1日の施行に向けて、順次、改正を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、斑鳩町暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてのご説明とさせていただきます。ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

( な し )

委員長 以上、12月定例会の付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

まず、(1) 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、(2) 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）、この2件の報告については、同一事故によるものでありますので、一括して理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策課長 それでは、各課報告事項の(1)及び(2)につきまして、一括してご報告させていただきます。

まず、(1) 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）でございます。

去る9月15日に開催されました当委員会におきましてご報告させていただきました。衛生処理場内での破砕作業中、ごみを搬入されていた住民の方の乗用車にガラス片が飛散し、乗用車を破損させました事故の示談が、平成23年10月17日に成立いたしましたので、損害賠償の額が決定いたしましたので、今回ご報告をさせていただくものでありますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。資料4をご覧くださいと思います。

まず、専決処分書を朗読させていただきます。

( 専決処分書朗読 )

環境対策  
課長

この事故につきましては、平成23年8月28日日曜日、午前11時40分ごろ、当時、服部1丁目15-22-102号室にお住まいの堀博和氏がガラステーブルのガラス板を粗大ごみとして搬入され、衛生処理場清掃員の平嶋滋巳が受け取りましたが、搬入された乗用車が、その場を離れたかどうか確認しないまま、パッカー車で破砕し、飛散したガラス片が、まだ、搬入場所近くにいた乗用車の右ドア付近に当たり、破損させたものであります。

この事故によります堀様の乗用車の修理代として303,000円の損害賠償を行うことで、示談が成立いたしましたので、同日付で専決処分をさせていただきます。

次に、(2)議会の委任による町長専決処分について(平成23年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について)でございますが、資料5をご覧くださいと思います。まず、専決処分書を朗読させていただきます。

( 専決処分書朗読 )

環境対策  
課長

この補正予算につきましては、先ほどご報告させていただきました損害賠償の額の決定に伴いまして、規定の予算の総額に歳入歳出それぞれ30万3千円を追加し、歳入歳出それぞれ82億8,694万1千円とするものであります。内容につきましては、予算に関する説明書に基づきましてご説明させていただきます。

予算書の5ページをお開きいただきたいと思います。まず歳入であります

が、第20款 諸収入、第5項 雑入、第5目 雑入、第6節 雑入に自動車損害共済金といたしまして、30万3千円を増額補正するものであります。6ページの歳出では、第4款 衛生費、第2項 清掃費、第1目 清掃総務費、第22節 補償補填及び賠償金に、賠償金といたしまして、30万3千円を増額補正するものであります。

1ページにお戻りいただきまして、予算書を朗読させていただきます。

( 予算書朗読 )

環境対策課 以上でご説明とさせていただきますが、議会の委任による町長専決処分、損害賠償の額の決定及びそれに伴います平成23年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)につきましては、11月28日に開催をされます予定の臨時議会でご報告をさせていただく予定にしておりますので、よろしくお願いをいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

( な し )

委員長 この2件の報告については、11月28日の臨時議会において、議案として報告されますので、よろしくお願いをいたします。

次に、(3) 保育所の給食について、理事者の報告を求めます。

植村福祉課長。

福祉課長 それでは、(3) 保育所の給食についてご説明をいたします。

たつた保育園の給食調理・洗浄業務の委託につきまして、先般の委員会でご説明いたしましたのちのことについて、ご説明いたしたいと思っております。

6月16日に、保育所運営委員会を開催いたしまして、たつた保育園の給食の委託につきまして説明し、了承をいただきました。保育所運営委員には保護者会の役員も入っておられましたが、改めてこの役員に対しまして、詳

細を説明いたしまして、ご理解をいただくとともに、文書による各保護者への周知についても了解をいただいたところでございます。

その後、事務レベルでは、保育所長、栄養士等を交えながら、入札仕様や、契約の基本となる事項について協議をしながら、その概要をまとめる一方、10月24日に、給食の委託につきましての周知用文書を保育所を通じまして、これはあわ・たつた両園でございます。保育所を通じまして、各保護者にお渡しいたしました。

一般の保護者からは、特段の問合せはございませんでしたが、保護者会からは調理員が行っていた用務はどうなるのか。保育所の行事等におきまして委託業者の協力を得てほしい。また、アレルギー対応食は、これまでどおり対応してほしいとの意見などをいただいたところでございます。いずれにつきましても、できる限り保護者の意向に沿うような形になるよう努めていくようお答えをいたしております。

今後につきましては、このあとの一般会計の補正予算においてもご説明いたしますが、12月議会におきまして、2,790万円の委託契約に係ります債務負担行為補正をお願いすることといたしております。これが議決いただけたならば、来年1月には入札を行ったうえ業者を決定するなど、4月の開始に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、保育所の給食についての説明といたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 里川委員。

里川委員 この点については、以前に委員会の方にも報告をしていただいておりますが、職員さんの処遇ですね、今現在、あわ・たつた両園で働いておられる職員さんが結局たつた保育園の方で委託ということになった場合、あわは今までの職員さんで給食の調理・洗浄をやっていただくのかなとは思いますが。その辺で現職員さんっていう、その辺の状況ですね。もともと正職の職員さんもおられるやろうけども、臨時職員さんで長年来ていただいている方もあるだろうと思うんですけども、その調理員さんの数っていうんですか、そういう今働いておられる調理員さんの今後の処遇がどうなるんかって

というのが、そこは私ちょっと1点気になっているところなんで。働きたいと思っておられる臨時職員さん、続けて働きたいと思っておられるのに、働けなくなってしまうというようなことが起こらないのかどうか、むいた話はそういうことです。その方の職を奪ってしまうことになるのではないかなど、その点だけちょっと気になっているので、こうやって話が詰まってきましたのでね、その辺についての見込みはどんなふうになってますでしょうか。

福祉課長 現在、保育所の調理員として在籍しておりますのは、まずたつた保育園は正職員が1名、臨時職員2名の合計3名でございます。また、あわ保育所につきましては、正職員が1名、臨時職員が3名の4名体制で行っております。

たつた保育園の委託につきましては、仕様等におきましては3人で対応するということを前提に考えております。当然、正職員につきましては、今の段階で考えられることはあわへの移動ということは考えられますが、そうなりますと、あわ保育園では正職員が2名、現状の人数を確保するとなれば、臨時職員が2名ということになります。臨時職員、今5名おるわけですけども、今の段階で言えることは、いずれにしても1年雇用ということで雇用させていただいておりますので、改めてですね、給食調理員は臨時職員として募集をしますので、必ずしもこの5人のうち残るとは限らないということではご理解をいただきたいと思えます。

里川委員 ということはですね、この今いはる5人の臨時職員さんが、私はこの仕事慣れてきたし、続けて調理員の仕事をしたいと、しかも斑鳩町の子どものための仕事をしたいんやと思ってはる方が、この5人が5人とも1年契約やけどね、また1年後に調理員の申し込みを申請出さばったと、ということは今まで5人で頑張ってきたいただいた臨時職員さんを2名しか採らない、3名はそしたら続けてやってもらえないというような状況になってしまうわけですよ、言えね。それはとても、逆に言えば仕事もしたいと思っはったら、すごく気の毒やなと思えます。一定の年齢になってきたら、次、別の仕事探そうと思ったらちょっと大変ですしね、もう50代も半ばぐらいになってきたらね、次の仕事探すにも大変になってくるだろうと思えますし、このそしたら委託に変えていくんだと、そして臨時職員さんはこういう



ふうには減らされますよと、続けて仕事ができるかどうかわかりませんという  
ような、こういう状況っていうのは、どうなんですかね、その今、現状の給  
食調理員さんはこのことについては認識をされているのか、今後の自分の将  
来設計ですのでね、この方たちにそういう情報がいつているのかどうかとい  
うことも、ちょっと気になりますね。続けて自分頑張ってるやろうと思っ  
てるんやったら、頑張ってるやられへんねんよという状況になるかもしれない  
ということだったらね。その辺私ちょっと気の毒やなど、せつかく今まで頑張  
ってるのに気の毒やなど思うんですけど。その辺の段取りって言っ  
たらおかしいんですけどもね、そういう手順はどんなふうになってますかね。

委員長 乾住民生活部長。

住民生活 この件につきましては6月の委員会で報告をさせていただいた後、たつた  
部長 保育園とあわ保育園両園に出向きまして、調理員さんを集めまして、その場  
で町としての方針、平成24年度からたつた保育園を給食調理・洗浄業務を  
民間業者に委託していくという説明をさせていただいた経緯がございます。  
それからあわ保育園についても、25年度以降で民間委託させていただく  
ということで、職員には正職・臨職含めて、説明をさせていただいているとい  
うことでございます。

里川委員 ということは、平成25年になったらもう正職の方が定年退職になる年齢  
に達するからそうするというふうな感覚で受け止めててよろしいんですか。

住民生活 まだ25年以降で両園ということなんですけども、正職につきましてはま  
部長 だ定年には達していないという状況でございますけども、現場での職がなく  
なるということでございますので、小・中学校の給食調理もございまして、  
他の業務に職務替えをしていただくということも考えられますので、それ  
については正職にも説明をさせていただいたということでございます。

里川委員 正職の方は今でもお2人しかおられないということですけどもね。たつた  
保育園なんか正職1と臨職2で、委託契約結ぶのに2,790万という金額、

これ職員さんを使うのと、職員さんを配置してやっていただくのと、そしてこういうふうにはやっぱり調理・洗浄業務をやっていただくのとで、どの程度その経費に違いがあるのか、っていうふうに見てたらいいんでしょうかね。それをやる価値がどこにあるのかっていうのが私ちょっとよくわからないのでね。今、保護者会から言われるようにね、たつた保育園でもアレルギー対策で小さい子どもさんほどね、アレルギーに対応して調理もしていただいているし、園行事への協力なんていうのは、まさしく町の職員さんだからこそね、臨時職員さんであってもいろんな行事をやったときにお手伝いしてくれてはるわけですよ。そういうことをあわせて、どちらをどうなんかっていうのが、ちょっと今の金額聞いたうえで、その辺、経費的にどうなっているのか、どういうふうに町は計算しているのか、その辺もちょっときちっと聞いておきたいなと思います。

福祉課長 先ほど私2, 790万円の債務負担行為補正をお願いすると説明させていただきましたが、これは3年間の金額でございますので、1年当たりになりますと930万円、これは債務負担行為の上限でありますので、当然入札等を行いますと、この金額よりも落ちていく金額で契約をしていくということでございます。正職員2人、少なくとも来年度につきましては正職員2人はおりますので、この臨時職員の賃金とこの契約との比較ということになりますと、金額だけ言いますと、だいたい同じような金額になっていくだろうと思います、ただ、この契約の中には人件費だけではなく、例えば消耗品関係とか、そういうものも含めて契約をしていきますので、基本的には民間委託を推すほうが安価になっていくのではないかと考えているところでございます。

里川委員 まあこういう、小・中学校でもこういう流れがあった中で、保育園でもこういうふうになってきているということなんですけれども、臨時職員さん達、また正職さん達、仕事を失う中で、続けて斑鳩町のために働きたいというようなポスト、ポジション、そういう希望があればね、できるだけそういう働いていただけるような状況をつくっていったらいいなというのと、保護者会から出てきました、今まさに言いました園行事、アレルギー対

策、こういったものについても業者さんの方の協力というのはね、十分お願いして、今後、小学校のときもそうでしたね、業者さんと契約するんですよ、契約する項目の中にいろいろ入れていくんですよ、これ小学校の時にいろいろ私ら研究したんで知っているんですけども、契約書を交わす、契約の項目の中にね、やっぱりどの程度きっちりそれらがやれるかっていうことも重要なポイントになってきますので、その辺についても十分園の方の意見も聞きながら、保護者会の意見も尊重しながら、きちっとやっていっていただきたいというふうに思います。

委員長 他、ございませんか。

( な し )

委員長 なければ、次に、(4) 年末年始のごみ処理業務について、理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策課長 それでは、各課報告事項(4) 年末年始のごみ処理業務につきまして、資料6に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

年末年始につきましては、1年で最もごみ排出量が増加することから、毎年、収集や持込み業務につきまして、特別体制で臨んでおりまして、このほど、平成23年の年末のごみ処理業務の体制が整いましたので、ご報告をさせていただきます。12月28日(水)までの仕事納めまではごみ収集につきましても、通常どおり行いますが、1点、12月23日(金)は休日ではありますが、西地区のその他プラスチック類につきましては、休日収集を行います。本来、可燃ごみ以外につきましては、休日の収集はしておりませんが、西地区のその他プラスチック類につきましては、通常で行きますと、12月16日(金)に収集した後は、年明けの1月6日まで半月以上収集がないという状況になりますので、12月23日は休日ではありますが、その他プラスチック類の収集を行うこととしております。

また、可燃ごみにつきましては、衛生的なことも考えまして、仕事納め後の12月29日は、月・木曜日コース、12月30日は、火・金曜日コース

の可燃ごみ収集を行うこととしております。

このことによりまして、年始の収集は、月・木曜日コースが、1月5日、火・金曜日コースが1月6日からとなりまして、それぞれのコースともに1回分の収集をお休みさせていただくこととなります。

次に、ごみの持込みについてであります。年末につきましては、12月25日（日）が第4日曜日となりまして、毎月、第2土曜日、第4日曜日は持込み受付日としておりますので、12月25日は午前8時30分から午後3時30分まで受付をさせていただきます。

その後、12月28日（水）までは、通常どおり午前8時30分から午後3時30分まで受付業務を行い、仕事納め後の29日（木）、30日（金）の両日は、午前8時30分から午後3時30分まで、大晦日の31日（土）は午前8時30分から午前11時まで、ごみの持込の受付をさせていただきます。なお、毎年、31日は持込み車両で周辺道路が大変混雑いたしますので、今年度におきましても、警備員を3名配置いたしまして、混雑の緩和、あるいは事故の防止に努めてまいりたいと考えているところであります。

最後に、ごみ焼却であります。ごみ焼却につきましては、12月23日の祝日のほか、仕事納め後の29日（木）、30日（金）の両日、また、年始の1月9日の成人の日にも焼却業務をさせていただくなどし、年末年始のごみ排出量増加に対応しようと考えているところであります。

なお、住民の方々には、町広報紙12月号におきまして、年末年始のごみ処理業務につきまして、周知を行うこととしているところであります。

以上で、年末年始のごみ処理業務につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

（ な し ）

委員長

次に、（5）平成23年度 斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について、理事者の報告を求めます。 植村福祉課長。

福祉課長

それでは、（５）平成２３年度 斑鳩町一般会計補正予算（第４号）についてご説明いたします。

１２月定例会に提出予定の補正予算のうち、住民生活部の所管に関するものについて、資料７ 平成２３年度 一般会計補正予算（第４号）歳入歳出総括表（案）にもとづいてご説明いたしたいと思えます。

第９款 地方特例交付金であります。児童手当及び子ども手当特例交付金として、５０２万１，０００円の増額補正をお願いするものでございます。

第１２款 分担金及び負担金であります。民生費負担金の保育園保育料であります。歳出でお願いいたします広域入所の児童の増加に係る増額補正に伴うものであり、８８７万４，０００円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第１４款 国庫支出金であります。民生費国庫負担金であります。まず、保育所運営費負担金として、歳出の補正でお願いする広域入所の児童の増加に伴う国の負担の増額でありまして、８３７万９，０００円の増額補正をお願いするものでございます。次に、自立支援給付費負担金として、歳出でお願いする、更生医療費、また介護給付・訓練等給付費の増額補正に伴います国の負担の増額であり、１，７９８万３，０００円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、子ども手当負担金として、歳出でお願いいたします、子ども手当の減額補正に伴う国の負担の減額であり、７，６７８万４，０００円の減額補正をお願いするものでございます。

第１５款 県支出金であります。まず、民生費県負担金であります。保育所運営費負担金、自立支援給付費負担金、子ども手当負担金につきまして、いずれも民生費国庫負担金と同様の理由により、それぞれ４１８万９，０００円の増額補正、８９９万１，０００円の増額補正、２２万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、民生費県補助金でございます。まず、安心こども基金特別対策事業費補助金では、１０月以降の新しい子ども手当の支給に係るシステム改修費が当初予算より安価となったことから、これに係る県の補助金といたしまして２２５万７，０００円の減額補正をお願いするものであります。

次に、障害者自立支援特別対策事業費補助金では、障害者の介護給付・訓練等給付費のうち、この補助金の対象となる通所サービス利用促進事業等に係ります増額補正に伴う県補助金の増額で、177万1,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、地域の居場所づくり推進事業補助金では、憩の家の修繕や備品の整備等につきまして県から補助を受けることができるようになったため、270万円の増額補正をお願いするものでございます。

また、商工費県補助金の消費者行政活性化助成事業交付金であります、消費生活相談窓口の充実に係ります県の補助金でありまして、30万円の増額補正をお願いするものでございます。

最後に、第17款 寄附金では、福祉費寄附金でございますが、福祉に関する寄附金を受け入れるため、5万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、歳出についてであります。裏面をご覧くださいと思います。

まず、第2款 総務費の人件費所要額（人事院勧告等影響）であります、この一部に、住民課の職員に係るものが含まれています。

次に、第3款 民生費でございます。まず、人件費所要額（人事院勧告等影響）であります。福祉課及び国保医療課の職員にかかるものであり、407万9,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、社会福祉総務費であります。国民健康保険事業への支援では、国民健康保険事業特別会計への繰出金でありまして、同特別会計の人件費の補正に伴うものとして、1,095万9,000円の減額補正を、また、福祉基金の積立といたしまして、福祉に関する寄附金を受け入れ、これを基金の積み立てるために、5万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、老人憩の家運営費であります、老人憩の家の運営として、一部県の補助金を活用し、東憩の家の集会室等のエアコンの取替え、西憩の家の屋根の修繕、東西憩の家のマッサージ機の購入の費用といたしまして、433万7,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、障害福祉費であります、更生医療の給付といたしまして、更生医療の支給の増加に伴い、273万5,000円を、障害者介護給付・訓練等給付費の支給といたしまして、これら給付の増加に伴いまして3,532万

3, 000円をそれぞれ増額補正をお願いするものであります。

次に、介護保険事業繰出費でございますが、介護保険事業への支援では、介護保険事業特別会計への繰出金であり、同特別会計の人件費の補正に伴うものとして、191万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、後期高齢者医療費であります。後期高齢者医療療養給付費負担金（過年度精算分）として、平成22年度後期高齢者医療療養給付費負担金の精算によりまして、追加払いが生じたものでありまして、747万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、児童福祉総務費でございます。幼児2人乗り同乗用自転車購入費の助成として、助成費の年間支出額の増加したことに伴うものでございまして、85万3,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、保育園費であります。保育体制の充実では、平成24年度入所申込みの状況を見るなか、待機児童をなくすための方策が必要であることから、あわ保育園の会議室を保育室へ改修する工事を行うこと、及び入園児数増加に伴う備品や消耗品の整備等に係ります費用として、690万円の増額補正をお願いするものであります。

また、広域入所の充実では、広域入所する児童が増加したことに伴いますものでございまして、その委託料として2,925万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、子ども手当支給事業費でございますが、子ども手当の支給といたしまして、当初予算では、予算要求時、3歳未満の児童に20,000円を支給する情報を基に算定していたこと、10月以降の子ども手当の金額が定まったことによりまして、子ども手当を減額することといたしました。また10月以降の支払等にかかるシステム改修費が当初予算で見積もっていたものより安価となったことから、合わせまして7,948万2,000円の減額補正をお願いするものであります。

第4款 衛生費の人件費所要額（人事院勧告等影響額）でございますが、健康対策課及び環境対策課の職員に係るものでございまして、179万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第6款 商工費でございます。商工総務費の消費者相談の実施とし

て、消費生活相談窓口の充実を図るため、県の補助を受けて、インターネット環境のためのパソコン関連機器、消費者相談関係書籍等の整備を行うことといたしまして、その経費として30万円の増額補正をお願いするものでございます。

最後に、一番下段でございますが、債務負担行為補正でございます。たつた保育園の給食調理・洗浄業務の委託契約に関しまして、2,790万円の補正をお願いするものでございます。期間は、平成23年12月26日から平成27年3月31日であります。金額につきましては、さきほど申しあげましたが、平成24年度からの3か年の委託料として算定しているものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成23年度 斑鳩町一般会計補正予算（第4号）の住民生活部所管に関りますものについての説明といたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。 里川委員。

里川委員 この中でね、商工費に当たるんですけども、消費者行政活性化助成事業については、消費者行政っていうことで、今報告をいただいたので、あえてここで言わせていただきますけども。これね、消費者行政活性化交付金、県の方へね、2億3千万ぐらい下りているはずなんですよね。これを使って各市町村あたりではね、放射線の線量計であったりね、いろんなものに活用して、これ使ってやってはるんですよね。そういう私、情報も得ているんですけども、なんか30万だけでね、この活性化事業で相談です、そしてパソコン関連機器でって、なんかもう企画力がないのか、斑鳩町ではそんなぐらい、2億数千万、県のほうに下りている交付金を30万しかよう取らんとこんなことしかできひんのかなというのが、今率直な感想なんです、私の。この辺もうちちょっと研究してね、せっかく県へ下りてきているのを、その2億数千万は各市町村で使える、事業としてやれば、お金が下りてくるものなのでね、もうちょっと研究して何か使ってほしいなど、今まさに各市町村で今紹介したようなこともされている、そういうふうには活用されている状況があるんで、その交付金のメニュー、どういう事業に当てはまるのか、もうちょっと



研究して、こんなたった30万ぐらいの、しかも相談だけで、こんなんでも終わってほしくないなっていうのが率直な感想ですので、それはまあ意見としてね、今後ちょっと研究をしていただいて、もうちょっと取れるようにね、何か斑鳩町らしい、そういう消費者行政に係わる問題についても取り組みを積極的にやってほしいということ、これはもうお願いだけしておきたいと思います。

委員長 他、ございませんか。

( な し )

委員長 それでは、なければ、次に、(6)平成23年度 斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について、理事者の報告を求めます。  
寺田国保医療課長。

国保医療課長 それでは各課報告事項の(6)の平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)につきましてご説明申しあげます。

恐れ入りますが、資料8をご覧くださいませでしょうか。

本補正予算につきましては、本年度の医療費に要する給付の見込みが当初よりも増加することが見込まれますことから、一般被保険者療養給付費の補正、人事院勧告等に伴う人件費の補正となっております。

補正予算額は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,455万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ34億7,182万円とするものでございます。

はじめに、歳出予算の補正につきましてご説明を申しあげます。

下段の歳出総括表(案)をご覧くださいませでしょうか。はじめに、第1款 総務費では、人事院勧告による給与条例の改正等に係ります人件費所要額1,095万9千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第2款 保険給付費では、本年度の医療に要する給付の見込みが当初よりも増加することが見込まれますため、一般被保険者療養給付費9,551万1千円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入予算の補正についてであります。上段の歳入総括表（案）をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、第2款 国庫支出金では、一般被保険者療養給付費の増額に伴い、国庫負担の増といたしまして療養給付費負担金3,247万4千円の増額補正をお願いするものでございます。

同じく、国庫負担金と同様に国庫負担の増としまして、財政調整交付金859万6千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第5款 県支出金では、国庫負担と同様の事由によりまして、財政調整交付金668万6千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第8款 繰入金では、人事院勧告による給与条例の改正等に係る人件費に係る事務費で、一般会計繰入金1,095万9千円の減額補正をお願いするものでございます。

最後に、第10款の諸収入では、本予算補正において歳出額が歳入額を上回ったことによって不足する財源を歳入欠かん補填収入で調整することとしたもので、4,775万5千円の増額補正をお願いするものであります。

以上で、平成23年度 斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

( な し )

委員長 それでは、次に（7）平成23年度 斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、理事者の報告を求めます。 植村福祉課長。

福祉課長 それでは、12月定例会に提出予定の平成23年度 斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申しあげます。

恐れ入りますが、資料9の総括表（案）をご覧くださいと思います。

今回の補正の内容は、人事院勧告等影響に係る人件費でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ191万6,000円を追加し、

歳入歳出それぞれ16億8,771万円とするものでございます。

まず、歳入についてでございますが、第8款 繰入金、その他一般会計繰入金において、職員給与費繰入金として、191万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、歳出についてであります。第1款 総務費の人件費所要額（人事院勧告等影響）でございますが、これも191万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成23年度 斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての説明といたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

( な し )

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。

( な し )

委員長 以上、各課報告事項については、終わります。

続いて、4. その他について、各委員より質疑等があればお受けいたします。 里川委員。

里川委員 1点だけちょっと気になる問題がありますので、お尋ねしておきたいと思えます。斑鳩町の福祉課の窓口に、生活に関してしんどい方が、相談にお見えになったと。そしてその方については社会福祉協議会がやっている事業などに当てはまる、問題点をクリアするための事業があると。そしたらね、福祉課は社会福祉協議会がどんな事業をやっておって、その人に当てはまるかどうかなんていうのを、福祉課のそういう担当の職員達は研修などをして勉強などきっちりされているのかどうか、一定、社会福祉協議会にこういうものがありますよという説明がね、ある程度できるようになっているのかどう

か。ただ、社協に行ってくださいだけではなく、私はもう少し、町民さんに親切な対応をするためには、ある程度、その辺の社協が行っている事業の内容についても把握をしておくべきではないかというふうには思っているんですけど、それらについてはどんなふうになっていますか。

福祉課長

例えば生活保護の相談等におきまして、係がその方が生活保護に該当していくかどうかというお話、相談を受ける中で、例えば社会福祉協議会が実施しております、生活福祉資金の貸し付けなどにつきましてはご説明をさせていただいているはずでございます。ただ、実際その方がその資金の貸し付けの対象となるのかどうか、ということになりますれば、当然、社会福祉協議会が決定することになりますことから、それらについては、詳しいことについては、改めて社会福祉協議会へご相談をいただく旨、伝えているところでございます。当然、生活保護に係ります係につきましては、この旨承知をしておきまして、相談等に対応はしておりますけども、私どもの窓口、他の係もおりますので、もしお客様に失礼があったのならば、今後そういう、少なくとも、最低限窓口で説明しなければならぬ事柄につきましては、再度職員の方に徹底して伝えたいと思います。

里川委員

社協の事業もね、県社協とつながっている事業、そして、社協っていつでも町長が会長の法人です。ここが生活福祉資金など、いろいろなご相談を受ける中で、まずは役場へ来られるというケースが多いですからね。生活保護だけじゃないです。母子家庭さんであったり、障がい者さんであったり、いろんな制度があるんですよ、社協にもね。だからそういう制度が利用できるのかどうかという判断する力であったり、その社協の制度の内容を把握しているかどうかと、それをやっぱり職員さんには、そういうレベルを、やっぱり、一定のレベルは持っていて、そういう説明をきちっとしながら、もちろん申し込みは社協に行ってもらわなあきませんけどね、説明をせずに、安易に社協へ行ってくれということにならないように、一定の説明をして、一定その人の考えをきちっと聞きながら、ちゃんと説明をして、どういう利用ができるか、そして利用していただくにあたっては、もちろん社協ということになってくるので、そういう対応につきまして、職員さんの能力を

高めていっていただきたいなということが、これからね、高齢者が増えて、しかも高齢者のひとり暮らしが増えてきましたらね、こういう相談たぶん多くなってくると思うんですね、ですからそのところ、今ね、余計私ちょっとお願いしておきたいなと思いますので、すいません、よろしく願いしておきます。

委員長 他、ございませんか。

( な し )

委員長 それでは、その他についてもこれをもって終わります。  
以上をもちまして本日の審査案件については全て終了いたしました。  
なお、本日の委員会報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいと思いますがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。  
それでは、閉会にあたり副町長の挨拶をお受けします。  
池田副町長。

( 副町長挨拶 )

委員長 これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

( 午前11時26分 閉会 )

